

静岡県建築基準条例・同解説新旧対照表

改正前	改正後
(長屋の構造) 第7条 次の各号のいずれかに該当する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、地階を除く階数が3以下である建築物で、<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第36条の2に規定する技術的基準（地階を除く階数が2以下である建築物にあつては、同条第8号の技術的基準を除く。）に適合するもの</u>は、この限りでない。 (1) 3階以上の階を長屋の用途に供する建築物 (2) (略) 2・3 (略) 【解説】 (略) ただし書では、<u>準防火地域における3階建て建築物の防火性能に関する技術的基準に適合するものには本条を適用しないこととしている。</u> (略) (防火区画) 第16条 建築物の一部が、前条第1号に該当する場合においては第11条第8号又は第14号の用途に供する部分とその他の部分、前条第2号又は第3号に該当する場合においては同条第2号又は第3号の用途に供する部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（<u>政令第112条第13項第2号に定める構造であるものに限る。</u>）で区画しなければならない。	(長屋の構造) 第7条 次の各号のいずれかに該当する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、地階を除く階数が3以下である建築物で、<u>防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4の1イに掲げる構造（地階を除く階数が2以下である建築物にあつては、同告示第4の1イ(9)に掲げる構造を除く。）としたもの</u>は、この限りでない。 (1) 3階以上の階を長屋の用途に供する建築物（<u>階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもので、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第110条の5に規定する技術的基準に従つて警報設備を設けたものを除く。</u>） (2) (略) 2・3 (略) 【解説】 (略) ただし書では、<u>防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4の1イに掲げる構造とした場合には本条を適用しない。</u> (略) (防火区画) 第16条 建築物の一部が、前条第1号に該当する場合においては第11条第8号又は第14号の用途に供する部分とその他の部分、前条第2号又は第3号に該当する場合においては同条第2号又は第3号の用途に供する部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（<u>政令第112条第18項第2号に定める構造であるものに限る。</u>）で区画しなければならない。

(直通階段の設置)

第18条 政令第112条第1項から第3項まで若しくは第12項又は第16条の規定により防火区画を設ける特殊建築物は、その区画（居室を有しないものを除く。）ごとに避難階に通ずる直通階段を設けなければならない。ただし、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

【解説】

大規模な建築物は、政令第112条により防火区画を設けるよう規定されているが、この区画と避難の関係については、通路に設ける防火設備の構造以外は特別に規定を設けていない。

(略)

直通階段が必要な防火区画は、政令第112条第1項から第3項までの面積区画、政令第112条第12項の異種用途区画及び第16条の防火区画で、区画内に居室のあるものが該当する。

上下階の区画等の場合で、堅穴区画の避難階段を共有する事は可能である。

(略)

(避難階段等の屋外への出口)

第19条 (略)

2 避難階段又は特別避難階段から屋外への出口に通ずる廊下その他の通路で、屋内の他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第13項第2号に定める構造であるものに限る。）で区画し、かつ、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ及び下地を不燃材料でしたものは、前項の規定の適用については、直接屋外へ避難できる出口とみなす。

(耐火構造の床等を貫通する建築設備)

第25条の2 (略)

2 耐火構造の床等を換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、当該風道の耐火

(直通階段の設置)

第18条 政令第112条第1項、第3項、第4項若しくは第17項又は第16条の規定により防火区画を設ける特殊建築物は、その区画（居室を有しないものを除く。）ごとに避難階に通ずる直通階段を設けなければならない。ただし、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

【解説】

本条は、建築基準法施行令第112条第1項、第3項、第4項の防火区画において、避難階以外の階の防火区画内に、特殊建築物の主たる用途に供する居室がある場合に適用する。

大規模な建築物は、政令第112条により防火区画を設けるよう規定されているが、この区画と避難の関係については、通路に設ける防火設備の構造以外は特別に規定を設けていない。

(略)

直通階段が必要な防火区画は、政令第112条第1項、第3項、第4項の面積区画、政令第112条第17項の異種用途区画及び第16条の防火区画で、区画内に居室のあるものが該当する。

上下階の区画等の場合で、堅穴区画の階段を共有する事は可能である。

(略)

(避難階段等の屋外への出口)

第19条 (略)

2 避難階段又は特別避難階段から屋外への出口に通ずる廊下その他の通路で、屋内の他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第18項第2号に定める構造であるものに限る。）で区画し、かつ、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ及び下地を不燃材料でしたものは、前項の規定の適用については、直接屋外へ避難できる出口とみなす。

(耐火構造の床等を貫通する建築設備)

第25条の2 (略)

2 耐火構造の床等を換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、当該風道の耐火

構造の床等を貫通する部分又はこれに近接する部分に政令第112条第15項に規定する特定防火設備を設けなければならない。

【解説】

(略)

第1項は、貫通部分の施工について、給水管、配電管その他の管については、政令第112条第14項の規定と同様に、貫通部分から両側にそれぞれ1 m以内の距離にある部分を不燃材料で作り、配管と耐火構造の床等とのすき間をモルタル等の不燃材料で埋めることとしている。

第2項は、防火区画の床等を貫通する風道等のダクト類について、政令第112条第15項の規定と同様に防火ダンパーを設置することとしている。

(内装の制限)

第28条 専修学校等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1項第1号に掲げる仕上げと、その用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

- (1) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が1時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）（以下この条においてこれらを「耐火建築物等」という。）で3階以上の部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (2) 準耐火建築物又は特定避難時間が45分以上1時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物（以下この条においてこれらを「準耐火建築物等」という。）で2階の部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (3) (略)

(階段と売場の関係)

構造の床等を貫通する部分又はこれに近接する部分に政令第112条第20項に規定する特定防火設備を設けなければならない。

【解説】

(略)

第1項は、貫通部分の施工について、給水管、配電管その他の管については、政令第112条第19項の規定と同様に、貫通部分から両側にそれぞれ1 m以内の距離にある部分を不燃材料で作り、配管と耐火構造の床等とのすき間をモルタル等の不燃材料で埋めることとしている。

第2項は、防火区画の床等を貫通する風道等のダクト類について、政令第112条第20項の規定と同様に防火ダンパーを設置することとしている。

(内装の制限)

第28条 専修学校等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1項第1号に掲げる仕上げと、その用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

- (1) 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条第9号の3イに該当する建築物（1時間準耐火基準に適合するものに限る。）（以下この条においてこれらを「耐火建築物等」という。）で3階以上の部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (2) 法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物（1時間準耐火基準に適合するものを除く。）（以下この条においてこれらを「準耐火建築物等」という。）で2階の部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (3) (略)

(階段と売場の関係)

第31条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の3階以上の階にある売場には、避難階段又は特別避難階段に直接通ずる出入口（他の部分と耐火構造の壁又は政令第112条第13項第2号に定める構造の特定防火設備で区画された廊下を含む。）を2以上設けなければならない。

（客席部と舞台との防火区画）

第43条 興行場等の用途に供する建築物で、客席部の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、舞台の部分（花道その他これに類する部分を除く。）と客席部との境界に小屋裏まで達する法第21条第1項ただし書に規定する政令で定める主要構造部の耐火性能に係る技術的基準に適合する準耐火構造とした額壁を設け、その開口部には、政令第112条第13項第2号に定める構造の特定防火設備を設けなければならない。ただし、舞台の部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類する消火設備で自動式のものと及び政令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

第31条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の3階以上の階にある売場には、避難階段又は特別避難階段に直接通ずる出入口（他の部分と耐火構造の壁又は政令第112条第18項第2号に定める構造の特定防火設備で区画された廊下を含む。）を2以上設けなければならない。

（客席部と舞台との防火区画）

第43条 興行場等の用途に供する建築物で、客席部の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、舞台の部分（花道その他これに類する部分を除く。）と客席部との境界に小屋裏まで達する政令第112条第2項各号に掲げる基準に適合する準耐火構造とした額壁を設け、その開口部には、政令第112条第18項第2号に定める構造の特定防火設備を設けなければならない。ただし、舞台の部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類する消火設備で自動式のものと及び政令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。改正箇所は、建築基準法の改正によるもののほか、静岡県建築行政連絡会議の合意により、改正した部分も含む。